

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

(目次)

- 子どもの尊厳と権利を侵す許しえない行為……………1~2
- 養護施設における子どもの人権侵害……………4
- 子どもの命より管理優先……………5
- 子どもの権利条約学習講座…6~8
- 「子どもの権利条約・岡山ネットワーク」発足……………9
- 国連・子どもの権利委員会第12次会期報告……………10~11
- その場しのぎのレポート……………12

子どもの尊厳と権利を

侵す許しえない行為

— アジアの子どもの売買春問題 —

坪井節子 (弁護士)

現在アジアでは、百万人にも及ぶ子どもたちが性的な奴隷状態におかれて、売春を強要され、ポルノ写真の被写体になるなどの形で、性的搾取、性的虐待を受けている。一〇歳前後からの少年少女たちは、タイ、ビルマ、フィリピン、スリランカ、ネパール、ベトナム、台湾などで、人身売買や誘拐によって連れ去られ、国際的な人身売買組織を通じて、タイやフィリピンの歓楽街の売春宿に売られていく。多くの子どもたちが屈辱的な形で大人たちの相手をさせられ、暴力をふるわれ、エイズを含む様々な病気に感染し、時には命を落とし、そうでなくとも生涯にわたる心身に残る深い傷を受けているのである。

加害者となる男性の中には、多くの外国人旅行者が含まれており、その筆頭に日本、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、イギリスなどのいわゆる

先進諸国の男性が挙げられている。例えばフィリピンでは、この三年間の子どもに対する性的虐待を理由とする外国人逮捕者二名中六名が日本人で、第一位である。日本国内でのこの問題に対する関心は、あまりに薄かった。私自身がこの衝撃的な事実を知ったのも、ほんの二年前に過ぎない。

子どもへの恐ろしい人権侵害が、いとも平然と自分たちのすぐ身近で、広く深く進行しているのである。子どもの権利条約二四条は、子どもたちが性的虐待、搾取から保護される権利を明記している。これらの子どもたちは、緊急に現在の悲惨な状況から救出され、心身に受けた深刻な傷を癒すためにリハビリテーションを受け、人間としての尊厳を取り戻して再び社会の一員として受け入れられなければならない。

エキパットキャンペーン

一九九〇年、アジア観光における子どもの売買春を追求するために、ECPAT (Eradicating Prostitution in Asian Tourism) というキャンペーンが開始され、その後各国のNGOや政府組織による国際的なネットワークが組織された。この活動の成果として、アジア各国、欧米諸国ではこの問題に対する世論が高まり、国内外で子どもを買う行為を犯罪として処罰する法律が次々と制定されている。

一九九六年八月には、ストックホルムにおいて「子どもの商業的性的搾取に対する第一回国際会議」が開催される。この会議へ向けてのアジア太平洋準備会議が、この四月にバンコクで開かれ、日弁連から私を含む二名の弁護士が参加した。

会議は終始非常な熱気に溢れる雰囲気の中で続けられた。討議のテーマは、子どもを買う側の男性の問題、チャイルドポルノとコンピュータ、消費文明による価値観の変容、人身売買と移民問題に絞られ、西暦二〇〇〇年までに子どもの売買春を終焉させようという決意のもとに、実践的な戦略を立てることが目的とされていた。参加者は、個人として、ひとりの地球の市民として、この問題を解決するための具体的な意見と決意と行動を求められる。実情認識、問題意識も薄いまま、まずは情報収集という程度の気持ちで参加し

た私たちは、日本という国の後進性、国際社会での孤立の現実を、思い知らされたのである。

何より感動的だったのは、フィリピンから参加した四人の子どもたちによるスピーチとパフォーマンスだった。搾取や虐待の犠牲者であった子どもたちが、自分たちの体験をもとに問題を告発し、自分たちで制作した短いドラマと歌や踊りで、いまだ救われずにいる子どもたちへの緊急な救済への協力を、大人たちへ呼びかけたのである。子どもたちによる子どもたちの救済活動、子どもの参加の本当の意味を知らされた出来事であった。

この男を処罰して

私たちは日本の世論を喚起し、法制度の整備、運用の改善を促すことにより、子どもの性をお金で買い、あるいは子どもの性を利用して金儲けをするということが、子どもの尊厳を深刻に侵すものであり、許されない行為なのだという意識を浸透させることが必要だと考えている。

そのひとつの方法として、アジアで子どもに対する強姦、強制わいせつにあたる犯罪を犯しながら、処罰を免れている日本人を、日本の刑法の国外犯処罰規定を適用として告訴、告発するということを試みている。東京弁護士会の「子どもの人権と少年法に関する委員会」のメンバーを中心に、これまでに情報収集を続けてきたが、最終的に

は被害者本人に会おうということ、急ぎよ六月下旬に六名がフィリピンを訪問した。

フィリピンECPATの協力のもと、三泊四日の日程の中で、日本人男性三名の被害者の少女たちや家族への面会、子どもたちのリハビリテーションや支援のための施設見学やスタッフとの交流、深夜練り広げられる売買春の現場の視察など、予想を越える成果が得られた。そして、救済活動に関わるフィリピンの子もたちやそれを支援する大人たちの情熱と人権意識の高さに、非常に感銘を受けてきた。

八月上旬には、まずこの内のひとりの少女の告訴代理人として、四四歳の日本人男性を強制わいせつ罪で告訴する。十二歳の少女は、ホテルの部屋で裸にされ、縄で縛られて写真を撮られるなどの行為を強要されていた。少女

は私たちに、「この男を死刑にしてほしいくらいだ。それができなくても一生刑務所から出られないようにしてやりたい。物やお金の援助はいらぬ。この男を処罰するために協力してくれるなら、お願いします。」と語っていた。

自分自身の問題として

日本でも最近になってマスコミや女性国議員が動き始めている。日弁連としても法改正に対する検討を開始した。日本国内での子どもの売買春やポルノの問題とも深くつながっている。人間にとっての性とは何なのか、人権における性の位置付けはどうあるべきなのかというところまで踏み込んで、多くの人々が、この問題を自分自身の問題としてとらえ、関心を深めて欲しいと願う。

「淫行処罰」規定と子どもの性

佐々木 光明

(日本体育大学)

議論らしい議論もなく

● 九六年五月、東京都知事は、「青少

年の健全な育成に関する条例」に淫行処罰規定を入れるべきか、都青少年問題協議会に諮問しました。青少年条例の改正を求める東京都への誓願、署名を都議会文教委員会が採択したことを

受けたものです。請願と署名は、それぞれ約四三〇件、一六万人を数えましたが、改正反対の請願も四〇〇件を超えました。現在、青少年条例のない長野県を除き東京都だけがこの規定を設けていません。

この「淫行」処罰、多くの自治体では「何人も青少年に対し、淫行またはわいせつの行為をしてはならない」と規定し、成人を処罰の対象にしていますが、淫行という用語が不明確で憲法三一条に反するのではないかと争われたことがあります。最高裁は、一九八五年の判決で、一八歳未満の青少年をだましたり、困惑させたりし、もっぱら性欲を満たすだけを目的とした行為と限定すれば違憲ではないとしました。しかし、五名もの裁判官が、それでも限定したとはいえずやはり憲法に反するだろうとし、その裁判のあやうさを伺わせました。

淫行処罰規定は、一九七〇年代後半から議論らしい議論もなく、静かにしかしいつきに設置されていきました。八四年に設置した大阪府などは、用語の不明確性から人権侵害の危険性を議論した数少ない自治体だったといえます。なお、この時期、東京都も淫行処罰規定の導入について青少協が諮問を受けて検討し、八八年には、国の法律で処罰していかないものについて条例で可罰化することの問題、補導される少年への影響、用語の不明確性による警察活動など運用の濫用ならびに個人の自由の領域への不当な介入の危険性、

などをあげ、むしろ青少年が性的自律性を獲得し、自分にふさわしい性のあり方を自分の手で獲得できるよう援助していくことが大切だとして、いくつかの思春期対応プログラムを提案しながら、淫行処罰規定を導入すべきではないとしました。

なぜ「淫行処罰」規定か

● こうした歴史をもつ東京都で再び淫行処罰設置要求が大きくなっていった背景には、マスコミ等によるテレクラを契機にした女子高生の「性の乱れ」と性被害の機会の増加の強調、地域でのピンクチラシ、ツーショットカード、自販機問題などがあげられるようです。もともと、そうだとすると、テレクラ規制などの要求が請願で上がっていてもよさそうですが、それは二五件に過ぎませんでした。署名した個人や請願をあげていった地球団体の中でどれほどこの問題に対して議論が積まれたか、疑問が残ります。本来、地域の中で子どもと性にかかわって地域の人々が知恵を出し合い議論していける機会だったはずですが、その意味で請願の署名がモデル化され、数の獲得が優先されたのは残念ですが、これからでも十分議論は可能だと思われまます。条例は、地域の立法です。情報要求という形でそれに積極的に関わってみてはいかがでしょう。

社会との関わりの中で

● あらためて、何が問題なのか考えてみましょう。もともと大事な点は、社会的な関わりの中で子どもの性をいかに考えていくのか、議論の機会を失うことです。大人の処罰であって、子どもの問題ではないとよくいわれますが、設置要求の側も子どもの保護、健全な育成のためだということも言われていますし、淫行処罰規定は、子どもの性行為への規制がその基礎にあります。つまり、淫行規定は、子どもと性の関係を否定的なものとしてしまい、その後の子どもの性に関わる施策ないし議論を断ってしまう点に大きな問題があるのです。実際、すでに淫行規定を設けている幾つかの自治体を調査したところ、健全育成を掲げて淫行規定を入れるながら、その後、子どもと性に関わる施策を何一つ打ち出していませんでした。そうした問題意識を持つ機会を失ってしまったともいえるでしょう。

なお、最近の「援助交際」の話題をひいて、子どもの売春がいいとは思えないが、という声も聞きます。もちろん子どもたちの売春がいいとは思いません。しかし、だからといって子どもと性との関わりを否定していいことにはなりません。子どもと性の関わりの議論の契機を大切に、その内容を深めていく責務を自覚する必要があるでしょう。いま、その自覚の機会でもあるのです。

本来、性は人間に内在したものであり、それゆえに人間の尊厳と密接なものです。人間の生き方と深く関わっているのです。また、性は成長とともに種々のあらわれ方を見せ、年齢や成長に応じてそれらを考える機会が子どもには必要です。一方で、性に関わる社会的危険が現実存在することもまた事実であり、この点をきちんと子ども自身が考える機会が必要だと思えます。成長過程にある子どもにとって、また、子どもの自己表現や自己実現にとつて、売春が決していい選択ではなく、そうした選択をしない子どもたちの能力をつけるために、大人や社会は何ができるのかを考えなければなりません。思えます。

「社会との関わりの中での性教育」は重要な点ですが、単に学校教育だけの問題ではありません。性の問題が人間の尊厳や生き方と密接だと認識することによって、性に関わる被害の救済（権利救済）や相談活動が社会的資源として必要なことがわかります。最近、性的被害に対する特別な対応が注目されてきていますが、性の「被害」が基本的に何に對する侵害かの共通理解が不可欠だと思われまます。

思春期にあたって性への関心は不可欠のものであり、「性は社会との接点」でもあります。しかし、一方で社会と関わる機会を持っていない子どもたちの現状があり、そうしたなかで、自分の性をむきだしたままさらけ出し、商品化していく現実、子どもの社会化のプ

ロセスに十分な検討を重ねてこなかったことの裏返しでもあり、極めて貧困な性情報と意識しかもてていない大人社会の問題でもありません。

条例問題は、地域市民としての自覚が問われるものであり、成長に応じた、とりわけ性に関わる子どもの自己実現、自己表現の権利を考える機会であり、

どれだけそうした子どもの性的自律性を援助する社会的資源を準備しうるか大人や社会が問われているのだと思います。子どもの社会化ないし社会参加あり方を考える機会なのです。子どもの権利条約の精神をいかに具体化していくのかが問われています。

千葉県「恩寵園」事件

養護施設における子どもの人権侵害

↳ 第三者的チェック・システム等の整備を

山田 由紀子（弁護士）

今年四月初め、千葉県船橋市の養護施設「恩寵園」に入っていた子ども十三人が、園長の体罰や虐待に耐えかねて児童相談所に駆けこむという事件が起きました。

養護施設はもともと孤児院から始まったもので、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護することを目的とする」施設（児童福祉法四十一条）です。いわば養護施設は子どもたちにとっての家庭であり、その園長は子どもたちの親代わりということになるはずですが、その園長自らが子ど

もたちを虐待していたことが今回の事件の原因になっています。

いったい、恩寵園で何が起こっていたのか。私は、子どもたちが児童相談所で一時保護されている間に、相談所職員の立会いなしで面会して直接話を聴きました。信じられないような証言が次々と出てきました。

* ハサミで脅して、実際に子どもの手を切ってしまった。

* 男児のパンツを脱がせ、性器を出させて、その性器にハサミを当てて脅したため、その男児は失神した。

* 朝鮮人の子どもが、園では朝鮮人で

あることを隠して日本名で生活していたにもかかわらず、「おまえは朝鮮人だ」となじり、その子が泣くと「朝鮮人の泣き方だ」と椰揄した。

* 麻袋に子どもを入れ、庭の木に吊るした。

* 植木バサミで子どもを脅し、実際に足を傷つけ、大量に出血しているのを見ながら、「お前が動くからだ」と言った。

* 二十四時間の正座を命じ、食事もさせずトイレにも行かせず、ついにその子どもはズボンのまま、しかも他の子

どもの目の前で排尿せざるを得なかった。

私はさっそく子どもたちの代理人になり、法務局と千葉県弁護士にそれぞれ人権救済申立てを行ないました。しかし、県児童家庭課の担当者は「子どもの代理人など認められない」と言っていて会ってくれませんでした。児童相談所に関して県の窓口の立場を担っている児童相談所長協議会の関係者は、会ってはくれたものの、「体罰」にも「子どもの人権」にも触れず、職員と園長との「コミュニケーション・ギャップの問題」であり、子どもたちはその状況を見てパニックに陥っただけというとらえ方しかない現状です。県が適切な監督機能を果たしていないという感じがします。

子どもたちは、学校を代わりたくないからという理由で四月下旬には園に戻りました。しかし園長は、「体罰を振るったのは私も悪かったけれども、原因を作ったのはきみたちだから」と発言し、心から反省する様子を示してはいません。子どもたちは「知事への手紙」という制度を利用したり、菅直人厚生大臣に対して直接手紙を送ったりなどの行動をしています。

養護施設に対する第三者的なチェック・システムとしての子どもオンブズパーソン、いざというときの逃げ場の確保が重要だと痛感しています。

（七月五日「子どもの権利条約学習講座」でのお話をもとに、編集部で構成しました。）



子どもの命より管理優先

教育法学会・事故研の「学校事故の救急体制・安全対策に関する調査報告」から

日本教育法学会・学校事故問題研究特別委員会（伊藤進委員長）は、「学校事故の救急体制・安全対策に関する調査報告」の骨子を、日本教育法学会第二六回定期総会（一九九六年六月一日、北海道大学）に報告した。この報告は六月中に小冊子にまとめられ、希望者に配布されている（希望者はネットワーク事務所まで）。

*子どもの生命への権利と日本の学校の現実

この調査は、今日の学校が、子どもの生命・生存の権利の確保（子どもの権利条約六条）のため、憲法上は「安全に教育を受ける権利」の充足のために、いかなる安全対策をとってきたのか、を検証していくことを目的として行われた。特に、今回の調査では、子どもの事故後の救急体制の整備状況や、安全に対する教職員の意識の現状を把握することに重点を置いている。事故

研としては、今回の結果を、条約三条にも明記されている「安全基準」の作成のための基礎データとしていく考えだ。調査は、千葉、神奈川、愛知、京都、福岡、青森、宮城、福井、和歌山、島根の一〇府県の公立小・中・高校各四〇〇校、計一一〇〇校の養護教諭を対象にして、一九九五年九月一日～二〇日まで、郵送配布・回収という方法により行われた。

*学校は必ずしも

安全ではない！

回答校五三九校（回収率四四・九％）

のうち、「教育指導上に安全配慮」が「不十分」「やや不十分」の回答が三〇四校（五六・四％）に上るなど、養護教諭の目からみて学校が必ずしも安全でないこと、しかも、「安全配慮」や「安全点検」は学級数が多くなるほど「不十分」の回答が多く、また、地域的にも、和歌山県で「不十分」さを訴える声が多いなど、地域格差や学校種別格差もみられた。それだからこそ、条約三条に基づき、学校設置者を拘束する安全基準の制定が求められているといえる。

*子どもの命より

管理優先！

学校はなぜ救急車を

呼ばないのか？

学校の救急体制については、学校災害発生時に、救急車が呼ばれない傾向がみられた。「ケースバイケース」（四九・五％）をのぞけば、移送の手段は、タ

クシーが二五・二％、「教員の車」が二三・二％、救急車は〇・四％にすぎなかった。地域の医療体制が不備な場合もあるが、救急車が呼ばれない理由として、生徒の「動揺」（八校）、「教職員が消極的」（四校）、「校長が認めない」（三校）、「学校の評判を気にして」（二校）、「授業への影響」（二校）があげられている。同じ学校の友達が救急車に運ばれるような怪我をしても、「動揺させない」「授業を優先する」教育とは何なのか。また、救急車を呼ぶ際の校長の許可とかかわり、「救急車を呼ぶ判断」の主体が「校長等管理職」であると回答している学校が、一八二校（三三・八％）にのぼっているところも問題であろう。この事実について、文部省学校健康教育課は、「形式的には救急車を呼ぶ判断は校長がすべきだが、実際には現場で判断する場合もある。」（読売新聞一九九六年六月二〇日付）と述べて追認する姿勢を示した。どうも学校では、「人が倒れていたらすぐ一九番」という社会常識は通用しないようである。

子どもの生命・生存の権利の問題は、とかく発展途上国の課題と見なされがちであるが、学校災害一六〇万件（日本体育・学校健康センター統計による）にのぼる日本の学校にも、この権利の充足が課題となっていると思われる。

（喜多明人）

いかそう

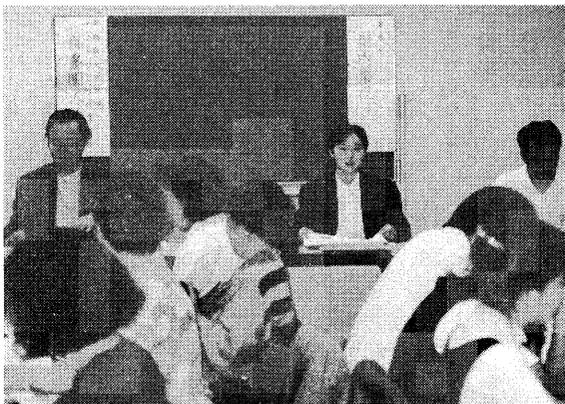
子どもの権利条約

子どもの権利条約学習講座'96

第1回

「いじめ」なんかけつとばせ

学習講座の第一回は、いじめ問題を取り上げた。



講師の保坂展人さん(教育ジャーナリスト)と平野裕二さんは、イギリスでの「いじめ問題」解決への取り組みを取材をした。イギリスでは、①Child Lineという二四時間体制での「いじめ」の電話相談、②BBC放送局によるいじめ問題を題材にした番組の放送・電話相談、③Kids scapeによる低年齢の子どもたちに対する、ビデオ・絵本によるいじめ予防手段の説明、ワークシヨップ・劇による対策、④生徒によるいじめの劇を上演したり、生徒どうしによるカウんセリング活動、⑤Net:Netという劇団によるいじめに関する劇を学校をまわり上演する活動、等が行なわれている。

注目されるのは、まず①のchild line。このchild lineは、二〇人の人員で年間八億円補助金・寄付金があり、二四

時間体制で相談活動が行なわれている。ここには、一日平均約三七〇〇件の電話をかけてくる子どもや親がいる。しかし、実際に対応の取れる件数は三〇〇〜四〇〇件で、対応が間に合わない程に多くの相談があるそうである。また、この電話番号は、公衆電話に貼つてある。④の子どもたち自身によるカウんセリング活動も注目に値する。この活動はすでに三年間も行なわれてきている。講演後出された質問のなかに、「実際にカウんセリングを行なうような子どもたちは、まじめで、いじめている・いじめにあっている子どもたちの気持ちかわかるのか」といったものがあった。しかし、このカウんセラーには、過去のいじめっ子・いじめられっ子などがなっており、この子どもたちは、正式なカウんセリングの訓練を

第2回

子どもからみた学校参加

〜生徒会活動から〜

つんでいる。また、プライバシーなどの注意点や状況に応じた判断方法をマニュアル化してあるようである。また、この活動を行なっている学校では入学希望者が増加したそうである。

保坂展人さんがイギリスでの取り組みと日本での取り組みの比較をし、日本の姿勢を問題にしていた第一の点は、学校は自分の学校にも「いじめがある」ということを現実の問題として認識すること。いじめはそう簡単に無くならないし、どこにでもあるのだなら「いじめは私の学校にもある」と示したうえで、「だからこんな対策を行なうんだ」と、学校はこそこ隠さずに、もつと外部からの空気も入れながら、半端な体裁よりも、本来の問題の解決に向かい行動すべきである、ことを強調した。

第二回は、実際に生徒会活動を通して自分達「子ども」の権利を主張した、堀内梨江さん(高三)の生徒会での取り組みの報告を受け、子どもの参加・意見表明についてディスカッションをした。

当時中学三年生であった堀内さんは、年間予定表に「文化祭」の文字がない理由を先生に質問したところ、先生は週五日制導入と放課後遅く(午後九時

頃)まで残るのが大変なことを挙げた。生徒を無視した教師の一方的な決定に不満を抱いた堀内さん達は、文化祭にどれだけの意味があるのかを書いたポスターを校内に貼ったり、文化祭のかわりとしての文化発表会の中の合唱コンクールで三年生全員が文化祭復活を訴える手作りの歌を歌うなどして自分達の思いを主張。

その後、堀内さんのクラスで自分達

の文化祭への思いをまとめた意見書を作ったり、教師に文化祭に対するアンケートをとったりした結果、翌年から文化祭は復活することになった(しかし二年後には、文化発表会に戻ってしまった)。

第3回

養護施設の子どもと権利条約

施設の現場から

実際に自分達の権利を訴え、教師の考えを変えさせたというところで、子どものパワーと子ども自身の権利への思いを感じることができた。そして、子どもと教師による対等な人間関係のあり方を考えさせる学習会であった。

から報告をいただいた。

山田さんは、千葉県船橋市の養護施設「恩籠園」に入っていた十三人の子どもたちが、虐待・体罰に耐えかねて児童相談所に駆けこんだ事件について報告(本誌4頁参照)。子どもの人権の視点に立った施設運営や監督のあり方の重要性を強調した。

長谷川さんは、山田さんの報告を踏まえ、自身も養護施設を運営している立場から、施設の「近代化」のためにさまざまな課題があるにも関わらず、なかなか光が見えない現状を苦渋に満ちた口調で説明。開かれた施設作り、条約を施設内で活かすための取組みなど、各施設が相当に決意を持って取り組んでいく必要があることを強調した。一方、児童福祉施設に関する最低基準(施設規模・職員配置など)のレベルが著しく低いままになっていることが問題の背景にあることも指摘。職員のボランティアズムに過剰に依拠するのではなく、最低基準の向上・法制化を始



めとして、子どもの人権を守るための制度的保障を強化していくことが重要

第4回

地域の遊び場づくり 〜プレイパークの経験から

第四回目は、世田谷区と地域住民とプレイリーダーが共同で運営する「プレイパーク」の創設・運営に深く関わってきた天野秀昭さん(世田谷ボランティア協会)に、子どもの遊びの問題について報告していただいた。

プレイパークは、地域住民が主体になって築き上げてきた、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーとする遊び場。お仕着せの遊具を備えた普通の公園とは違って、子どもが自分の主体性を発揮して自由に遊べる環境が整っている。プレイリーダーという大人はいるものの、遊びの指導をしたり、子どもたちに説教めいたことを言ったりはしない。

天野さんは、「遊びというのは子どもが自分で自分を育てる世界」と位置づけ、いわゆる「教育」とは切り離さなければならぬと強調。自分が何をしたいのか、どうやって楽しめるのか、それを次々と試していくことによつて子どもたちは成長するのであり、大人は、子どもたちが傷つきながらもたくさんのもを獲得していくこの過程に、一人の人間として向き合っていかなければならないと指摘した。大人がコン

だとも強調した。

トロールする「遊び」はもはや遊びではないからである。

第5回

子どもの権利は 子育てから 〜子どもと親の権利条約

第五回目は、全国PTA問題研究会の事務局長を務める味岡尚子さんに、一人の親の立場から、子育てについて語っていただいた。

味岡さんは、子どもの権利条約を見るときにその内容に共感し、自分の子育ては間違っていないかと思つたという。そのことは、たとえば中学二年生のときに体罰を受けたり、小児難病指定を受けている病気にかかり、その病気と一生つきあっているかなければならないことがわかったりしたときに、

子どもが堂々と自律的な態度を示したときに感じる事ができた。それは小さなころからの子育ての積み重ねの結果だったと味岡さんは振り返る。

子どもが意思表示をするようになったときに、子どもが思い通りにならない状況を面白いと思えるかどうか、うっとおしいと思わなやかどうかが一つの分かれ目だ、と味岡さんは指摘する。さらに、その子の人生を自分の足で立たせたいと思うかどうかも重要で、それが子どもとの関係を作っていくのだと強調した。そういう意味で、味岡さんは、問題提起をいっぱいしてくれる子どもの方がありがたいという。子どもの自主性に任せていくことが、子育ての一つの決め手なのだろう。

第6回

子どもの権利条約 政府報告書を読む

学習講座の最終回は、日本政府が子どもの権利委員会に提出した政府報告書の問題点を中心に検討した。

荒牧重人さんは、報告書には子どもにかかわる現行の法規定や制度について記述されているが、子どもの権利侵害の実態や権利保障のための今後の課題がみえない内容になっていることなど、具体的な事例をあげて説明した(ニュースレター26号を参照)。その上で、自分の「持ち場」で子どもの権利保障の立場にたった市民レベルでの条



約の実施状況の検証の必要性を強調した。

討論では、学校に行っていない子どもから不登校の記述についての問題点、障害をもつ子どもにかかわっている教師から障害児の権利をめぐる問題状況などが出された。そして、あらためて市民レベルの検証の重要性が確認された。

(以上、文責・編集部)

子どもの権利条約フォーラム96 in 大阪

条約実施の政府報告書を受けて、「市民レベルの検証」を行なおう!

1993年度から開催してきました「子どもの権利条約フォーラム」も今年で4回目を迎えます。今年、以前から声の上がっていた大阪で行なうことが決まりました。4回目にして初めて東京以外の開催となります。今回大阪で開催することが、今後このフォーラムを日本の様々な地域で開催し、全国様々な地域からの発信をうながす第1歩になればいいなと思います。また、事務局を担当する国際子ども権利センターのネットワークをいかして、いっしょに話をする機会の少ない国内の問題に取り組む団体と海外協力を行なうNGOとが、お互いの経験から学びあう場をもてるよう工夫するつもりです。

また、1994年4月の日本政府の批准後、子どもの権利条約の内容をどのように実現していくかが課題となっています。1996年5月には、政府がジュネーブの子ども権利委員会に政府報告書を提出しました。この政府報告書の内容を検討した上で、それに対応する市民・NGO側の対応の仕方が問われています。このフォーラムでは、子どもの権利条約の精神をいち早く取り入れて、具体的な実践をしている人たちの報告と交流の場にしたいなと思っています。皆さんぜひ大阪に来てください。お待ちしております。

時期 1996年11月9日(土)・10日(日)

11月9日(土)	13時 受付	全体会	子ども企画	夜	交流会
10日(日)	9時半受付	10時~15時	分科会(5~7)		
	15時~16時半	全体会			

展示コーナーも設置します

場所 アピオ大阪(大阪市立労働会館)

大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5 ☎(06)941-6332
(JR環状線 森ノ宮駅より徒歩3分)

定員 300名

参加費(予定) 1500円(前売り) 2000円(当日)

主催 子どもの権利条約フォーラム'96実行委員会

呼びかけ団体: 子どもの権利条約ネットワーク(東京) 代表 喜多明人
国際子ども権利センター(大阪) 代表 栗野真造
〒531 大阪市北区本庄東1-18-14 アシスト90-401
TEL.06(375)5466/FAX 06(371)7804

「子どもの権利条約」

岡山ネットワーク「発足」

「肩肘はらず、じっくり」ネットワーク

さわやかな風とまぶしい緑の五月、子ども月間の二六日に、「子どもの権利条約・岡山ネットワーク」は出発しました。

昨年の秋、岡山で開催された「子どもを守る文化会議」を通して出会い、いろいろな立場の人が語り合う事の楽しさと大切さを実感し、「岡山で子どもたちの幸せを願い活動している人達のゆるやかなネットワークをつくらう」と準備をすすめてきました。長い議論の中で、「子どもの権利条約」を現代の大事な到達点として活動の視点にしていきたいと、右記のようにネットワークの名称も決まりました。

結成総会には約一五〇人が参加しました。「子どもの権利条約をすすめる」ということを活動方針として、もっと明確にした方がいい」「障害を持った子どものことを視野にいれて活動をしてほしい」など、真剣な話し合いとなり、このネットワークへの強い期待を実感しました。こうした期待をどのように受け止め、みんなのネットワークとしていくにはどうしたらいいのか、これ

からの活動の中で模索していきたいと思えます。

記念講演をされた喜多明人さんは、「子どもとおとなのパートナーシップ」の築き方を具体的に話され、とりわけ「子ども参加」の在り方など、岡山ネットワークの今後の大きな課題をなげかけられました。

岡山ネットワークでは当面の活動として、権利条約の、政府報告書の学習とカウンターレポートの基礎報告書作成の学習会などを計画しています。

そして何よりネットワークの要になるニュースレターが、参加者やグループの励みになったり、支えになったり、生きた情報交換と問題提起の場所になつていくように育てていきたいと思っています。

つながり、語りあえる場ができたことはとてもたのしいことです。肩肘はらず、ゆったりと、そしてじっくりと語り合える場「岡山ネットワーク」を、息長く岡山の地で育てていきたいと思えます。

(事務局)

子どもオンブズパーソン(オンブズマン)という言葉をご存知でしょうか。私たちが子どもオンブズパーソン研究会は一九九二年五月から子どもの人権・権利の擁護と確立のために活動しています。社会的弱者である子どもたちの代弁者として行政・学校・その他の関係者と話し合っており、いじめ・体罰・不登校・性的虐待・その他子どもの悩みを共に荷いながら解決への道を探っています。毎土曜日午後二時～六時までは「子どものみかた電話相談」をしています。(Tel〇三三三三五六〇一五二五)

「子どもオンブズパーソン」とは名ではなくても子どものサポートをしている団体、個人は全国のあちこちにあります。そういう方たちとのネットワークづくり、意見・情報の交換をめざして、去る七月二十日(土)の午後二時～八時に下北沢の「らぶらす」で、第一回全国「子どもオンブズパーソン交流会」を開催しました。九州や新潟・愛知・岐阜などからも参加があり、約

七〇名の集いとなりました。

第一部は参加者の活動報告、第二部は、活発なフリートークをし、今後のことを話し合いました。あつという間の六時間で、毎年開催を希望する声が圧倒的でした。私は全国各地をめぐる持たれるようになることを願っています。いろいろな活動報告がなされ、顔の見える関係がつけられたことなど、それぞれが力と元気を得て散会しました。

当日はいろんな集いと重なって参加出来なかつた方も多かつたようですが、今後このネットワークとして行政機関などへの意見・要望を伝えることが出来れば大きな力となるでしょう。それぞれの会の活動を要請に応じて支援していくこと、それぞれの地域の課題を地域で解決できるような協力態勢の連携プレーなど、これからの活動の力になれる集会だつたと思います。初めての試みの大成功をお知らせしてペンをおきます。

全国「子どもオンブズ

パーソン」交流会を主催して

豊田 キヨ子

国連・子どもの権利委員会 第十二会期報告

中国の審査で緊迫感あるやりとり

ネパールの審査で子どもが発言

平野裕二

国連・子どもの権利委員会第十二会期は一九九六年五月二十日から六月七日にかけて開かれ、レバノン、ジンバブエ、中国、ネパール、グアテマラ、キプロスの報告審査が行なわれた。

一 レバノン

多年に渡って続いた武力紛争の影響に関して、復興の重点がインフラ整備に置かれていて人間的開発に割かれる資源が少ないこと、心身に被害を受けた子どもの社会復帰のための措置がとくに精神保健の面で不十分であること、

教育や保健などの公共サービスの提供を民間に依存しすぎていることなどの問題点が指摘された。また、少年司法に関して、施設に収容されている子どもの状況を始めとする多くの問題点が指摘されている。

このほか、家庭内の問題に関して裁判所が介入できないこと（現在家庭内暴力に関する法律を策定中）、結社の自由を始めとする市民的権利の保障が不十分であることなども懸念の対象とされた。また、外国人の子どもの権利保

障、父系血統主義に基づく国籍法上の差別、非嫡出子差別、刑事責任年齢・最低雇用年齢・最低婚姻年齢などの子どもの定義に関わる問題なども取り上げられている。

二 ジンバブエ

差別の禁止（二条）との関連で、私人間の差別に関する救済措置が整備されていないことのほか、相続法上の差別、少女に対する社会的・経済的差別などが問題点として取り上げられた。

また、親による子ども支配の風潮、子ども自身による法的救済請求のための規定の不備を始めとして、子どもの権利行使を支える環境が整っていないこ

とも問題視されている。

代替的養護の関係では、施設偏重の傾向があつて里親の利用が少ないこと、国際養子縁組の規制が充分でない恐れがあることについて懸念が表明された。

このほか、条約実施の調整、婚姻年齢の低さと早期婚の問題、体罰や少年司法の問題などが取り上げられている。ただ、経済政策に関しては一定の評価を受けた。

三 中国

宗教の自由の問題をめぐる、とくにチベット問題との関連で緊張感のあるやりとりがされた。とくにパンチェン・ラマの指名問題に関しては、グライ・

ラマと中国当局がそれぞれ異なる少年を指名するという問題が生じており、ダライ・ラマに指名された少年が行方不明になっている。委員会がその少年の安否の問題を取り上げると、中国政府代表は「少年は中国政府の保護下にあり、親といっしょに安全に暮らしている」と答弁。委員会は、国連関係者が第三者としてその少年に会えるように取り計らうよう求めたが、中国政府は「われわれはデマや中傷の犠牲者である」と主張して譲らなかつた。

四 ネパール

ネパールは「子ども法」の制定（一九九二年五月）、「子ども福祉地区評議会」の全基礎自治体への設置（現在整備中）など、条約実施に関しては意欲を感じさせる取組みを行なっている。NGOとの関係も良好である。報告の作成に当たって子どもたちの意見も聴いた、いまのところ唯一の国でもある。

報告審査に関してとくに興味深かったのは、「子ども意識グループ」という十八歳未満の子どものみのNGOから十五歳の少女が派遣されており、委員

ある委員は、児童福祉施設で子どもが死亡した場合には警察が義務的捜査を行なうよう求めたほどである。

一子政策に関しても、男子偏重の風潮ともあいまって、女の子が多数捨てられたり殺されたりしていることなどが問題にされた。一子政策の問題については、委員会に情報を提供したNGOすべてが触れていたともいう。

このほか、教育などの分野で多くの成果が達成されていたことは一定評価されながらも、死刑の問題を中心とする少年司法のあり方、マイノリティの権利保障など、さまざまな問題が取り上げられた。

会からも「事実上の代表団」という扱いを受けて三度に渡って発言したことがあった。報告審査の場で子どもが発言したのはこれが初めてである。

問題点としては、まず人身売買の問題が取り上げられた。インドとの国境が長大なため充分なチェックを行なうことができず、子どもの人身売買が横行している。インドからの難民流入を恐れ、難民条約を批准することもできないという。ネパール国内での児童労働やストリート・チルドレンの問題も取り上げられた。

このほか、人種差別・カースト差別や女性差別・少女差別の問題、早期婚・強制婚を始めとする有害慣行の残存、拷問禁止規定の未整備、出生登録や体罰・虐待などの問題が取り上げられて

いる。

五 グアテマラ

グアテマラは長く続いた内戦からようやく脱し、現在和平プロセスの最中にある。レバノンと同様、復興予算の配分、子どもたちの精神保健、帰還民の子どもたちへの援助などが取り上げられた。強制的徴兵がいまだに行なわれているのではないかとこの疑念も表明されたほか、ストリート・チルドレンを始めとする子どもたちへの暴力が横行していることも懸念の対象に挙げられている。

少年司法に関しても、死刑・終身刑が明確に禁止されていないこと、刑事責任年齢が曖昧であること、自由剝奪が濫用されていることなどの問題点が指摘された。このほか、とくに先住民の少女への教育面での差別、プランテーションでの雇用も含めた児童労働の問題、家庭内での虐待などの問題が取り上げられている。

六 キプロス

キプロスは領土の半分近くをトルコによって占領されており、他の人権条

約委員会からは、トルコの占領行為に対する懸念も表明されている。しかし委員会は、現在キプロス政府が事実上の管轄権を有している地域のみに限って審査するというやり方をとった。ただし、トルコ軍占領地域とキプロス政府が統治している地域との間で分断されている親子がいることなどの問題は取り上げられている。

問題点としては、養子縁組を行なう際に実親の同意が必ず必要とされていることに関して、場合によっては子どもの最善の利益に照らした決定が保障されないのではないかとこの懸念が表明された。このほか、多数を占めるギリシャ正教徒以外の宗教的マイノリティの権利保障、宗教によって婚姻年齢が異なることなどの問題が取り上げられている。

* *

これにより、委員会は五十六か国の審査を終えたことになる。第十二会期が開かれていた間に、日本の報告書も提出された。しかし、第十二会期が始まった時点ですでに八十八か国の報告書が提出されていたことから（うち五か国については委員会が改定を要請）、日本の報告審査の順番が回ってくるのは早くて一九九八年一月か五・六月ということになりそうである。

なお、次回の第十三会期は一九九六年九月二十四日～十月十一日にかけて開催される。子どもの権利とメディア」に関する一般的討議も行なわれる予定である。

その場しのぎのレポート

子どもの権利条約政府報告書を読む

川本雄弥(大学生)

高校生だった僕の物理のレポートは、教科書を写して作った、その場しのぎの無難なレポートだった。考察不十分だし、分かり切ったことしか書かないようなオリジナリテイの希薄なレポートであった。

第一印象で、政府の報告書は、僕のそのレポートと同レベルだと思った。この程度で政府の報告書とは、苦笑いである。

この報告書には「憲法で基本的人権を尊重し、その具体化のために教育基本法を制定している。だから万全なのだ」というような論理展開のセクションが多い。条約批准前からの事実と法制度の充実を謳うものばかりだ。だが、必要とされている報告書とは、そのような六法や「白書」をみれば分かるようなものではない。それでは、教科書を写しただけの僕の物理のレポートとはなんら変わらなないのだ。

要するに、本質が欠けているのだと思う。条約を批准した後の変化や教育現場の実態などは、詳細を書くことを避けている印象すらある。わざわざ外務省・法務省・文部省などが協力しあって書くような内容でもない。

思えば、この報告書は子どもの権利条約に対する国内での対応をそのまま象徴しているようだ。理想の高い法律と条約があって、問題意識は一応あって、適当に地方自治体を指

導して。…じゃあ、実際のところどうなんだよ。ホントに日本国憲法や教育基本法などになんとかなるなら、僕ら生徒の生活はどんなに豊かだったか知れない。

報告書の内容は、子どもの権利条約が(悲しくも)『おかげで』になっていることを暗示している。その点は正確なだけだ。それでも、報告書は教育先進国を気取っていて、批准後の立法措置の必要もないような言い様だ。この体裁を気にした態度は、何の為の子ども

の権利条約かを気にしてもいいない。やはり、報告制度の目的である建設的な対話やフォローアップのためには、NGOの積極的な活動が不可欠だと、改めて思った。

子どもの権利条約の政府報告書をぜひ読んでみてください。

条約四四条6(報告書の公開)の要請がありますので、外務省人権難民課(電話〇三三三三八一―四九九五)に申し込めば、報告書を手入することが出来ます。

読んだ感想や意見、あるいは市民・NGOレベルでの「検証」の成果を編集部の方へ寄稿してくださいようお願いいたします。

学校災害一五〇万件時代。すべての教職員と父母のための必携書
喜多明人 1600円

校 害
HANDBOOK
学 災
ハンドブック

学校に、やさしき、を学校災害が起きるとき、学校災害を防ぐには、資料他

子ども白書 1996年版

「主な内容」
特集Ⅱ自分づくりの危機
奪われる子ども時期
感性があふない、人格形成
があふない、超早期教育と
受験産業の中で、現代日本
社会における子ども、青年
期対策の構造他
子ども最前線
オウム事件のなげかけたも
の他
特論
米軍基地と子どもの人権
定価2400円

季刊教育法

体罰はなぜなくなるならない?

体罰の現在／なぜ体罰はなくなるならないか／大学における人権教育／女子高生の結婚観 他

いじめへの対応

学校・行政・家庭の連携／教師の対応／文部大臣緊急アピール

定価1500円

105号 106号

エイデル研究所 東京都千代田区九段北 4-1-11 5F
TEL 03-3234-4641

『子どもの権利条約』No.27
1996年8月15日発行
★発行(隔月刊)
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
(月・金曜日/午後1時~午後6時)
★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 4,000円
学 生 2,000円
18歳未満 1,000円
定期購読 5,000円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷 株第一プリント